

令和7年度人間ドック実施要領

1 目的

この事業は、教職員等を対象に生活習慣病該当者及び予備群の削減と疾病の早期発見・予防を図り、もって、教職員等の健康の保持・増進に寄与することを目的とする。

2 事業主体

愛媛県教育委員会、公立学校共済組合愛媛支部（以下「共済組合」という。）及び一般財団法人愛媛県教職員互助会（以下「互助会」という。）

3 事業実施主体

公立学校共済組合愛媛支部

4 事業内容

コース	対象者※1			募集人数
	節目年齢 受診者	一般 受診者	資格※2	
2日コース	40・45・50・ 55・59歳の 者	左記以外の者	共済組合の組合員 または互助会の会員	450人
1日コース	35・40・45・ 50・55・59 歳の者			2,420人 〔40歳以上：2,040人〕 〔39歳以下： 380人〕

※1 年齢は令和7年4月1日現在における年齢とする。
なお、疾病にて加療中の者、休職中の者（産休・育休中の者は除く）及び組合員の被扶養者並びに一般受診者のうち令和6年度に人間ドックを受診した者は対象外とする。

※2 令和7年4月1日から受診日まで継続して組合員である者に限る。
退職等により組合員資格を喪失した場合や任意継続組合員となった場合は資格を喪失する。

5 実施期間

40歳以上…令和7年7月から令和8年3月上旬まで

39歳以下…令和7年7月から令和7年12月まで

6 実施医療機関及び検査日数等

実施医療機関一覧表（別表1）のとおり

7 検査内容

検査項目（別表2）による。

8 検査料金及び費用の負担

（1）検査料金（予定）

コース	男性	女性
2日コース	65,000円程度	

1 日コース	36,000円～47,000円 程度	39,000円～57,000円 程度
--------	-----------------------	-----------------------

(2) 自己負担額

コース	受診者		
	共済組合及び互助会の両方に 加入している者		互助会のみ 加入している者
	節目年齢受診者	一般受診者	
2 日コース	8,000円		29,000円
1 日コース	5,000円	8,000円	16,000円

(注1) 四国中央病院のみ、上記額に消費税額が加算。

(注2) 自己都合により受診しない項目がある場合も、自己負担額は同様。

(3) 自己負担額は、受診日当日に医療機関が指定する方法で受診者が直接納入のこと。なお、受診者が希望したオプション検査料金は、全額自己負担。

※オプションに関する詳細は各医療機関へ問い合わせてください。

※胃透視から胃カメラに変更した時に料金が発生する医療機関があるが、自己負担とする。

(4) 共済組合等の費用負担は、検査料金から自己負担額を除いた額とし、負担区分は次のとおりとする。

- ◇ 節目年齢者・2日コース受診分・・・共済組合・互助会・県
- ◇ 節目年齢者・1日コース受診分・・・共済組合・互助会
- ◇ 一般受診者等受診分・・・・・・・・・・共済組合

9 申込手続

所属所長は、職員の受診希望者を取りまとめ、受診申込書（共済ホームページからダウンロード）に必要事項を入力の上、別に定める期日までに共済組合へ提出する。（充指導主事・長期研修者等は、籍のある所属所から提出すること。）

なお、受診希望者は、第12項の内容を了承したうえで申し込むこと。

10 受診者の決定

(1) 受診希望者が募集人員を上回る場合は、次の選考基準により、受診者を決定するとともに、若干名の補欠をとる。

<選考基準>

節目年齢受診者は、希望者全員を受診決定とする。その後、一般受診者については、次の基準により優先順位を付し、募集枠の範囲内において上位者から決定する。

- ① 人間ドックの受診経験がない者（令和8年度に節目年齢となる者を除く）
- ② 人間ドックの受診経験がある者（令和8年度に節目年齢となる者を除く）
- ③ 令和8年度に節目年齢となる者で、人間ドックの受診経験がない者
- ④ 令和8年度に節目年齢となる者で、人間ドックの受診経験がある者

なお、各順位の中で同順位者のある場合、受診歴のない者については年齢の高い者を、受診歴のある者については前回の受診から経過年数の長い者を優先する。

注：上記人間ドック受診経験とは、共済組合が実施した人間ドックを指す。

- (2) 受診決定者の受診医療機関・コースは、選考基準の優先順位上位者から順に決定する。
なお、優先順位及び医療機関の受診枠の関係で、希望する医療機関・コースに決定しなかった場合は、受診枠に余裕のある医療機関の中から、受診希望月及び地域性等を考慮のうえ、支部長が決定する。
- (3) 受診及び補欠の決定、並びに受診者の受診日及び受診医療機関は、所属所長を通じて本人に通知する。

11 受診日の変更及び辞退

- (1) 受診決定後、公務や任期等の都合により、やむを得ず受診日を変更する場合は、受診者又は受診者の所属所の担当者が直接医療機関へ連絡・協議のうえ日程調整した後、速やかに共済組合へ変更後の日程を連絡する。
- (2) 受診決定後、任期等の都合によりやむを得ず辞退する場合は、補欠者を繰り上げるため速やかに共済組合へ連絡し、辞退届（参考）を提出する。（医療機関への連絡は共済組合が行う。）

12 受診結果の取扱い

共済組合の組合員が本事業に申し込んだ場合、共済組合及び愛媛県教育委員会がその受診結果を医療機関から直接取得し、組合員の健康管理の目的にのみ利用することに同意したものとみなす。

※人間ドックは事業者に義務づけられている一般定期健康診断を兼ねており、また、40歳以上受診者分については、保険者に義務づけられている特定健康診査を兼ねているため、実施医療機関から受診結果の直接提供が必要となる。

